

令和3年門審第35号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年4月7日21時11分

福岡県玄海島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 5.6トン

全 長 10.40メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 272キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部右舷側にレーダー機能及び魚群探知機機能を内蔵したGPSプロッター、舵輪並びに機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年4月7日06時00分福岡県博多港第3区のマリーナを発し、同県小呂島周辺の釣り場に向かった。

a受審人は、08時00分前示釣り場に到着後、漂泊して釣りを始め、その後釣り場を移動しながら釣りをを行い、20時10分釣りを終えて小呂島北方沖合の釣り場を発進し、玄海島東方沖合を經由して帰途に就くこととした。

ところで、玄海島周辺には、福岡市漁業協同組合が福岡県知事から許可を受けた免許番号筑共第6号の漁場区域が設定されており、組合員が同島東方沖合に定置網を通年敷設していた。

また、定置網は、南北方向に長さ約155メートル幅最大約42メートルの身網が、同網の中央部から西方にかけて長さ約300メートルの垣網がそれぞれ敷設され、身網の北端及び南端に光達距離が4.5キロメートル、灯色が黄光、灯質が4秒1閃光（明0.4秒）の簡易標識灯が各1基設置されていた。

a受審人は、玄海島東方沖合を幾度も航行した経験を有していたので、同沖合に定置網が敷設されていることを知っており、目視により定置網に設置されている浮子や簡易標識灯を確認し、同定置網から離して航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室前部右舷側の操縦席に腰掛けて操船に当たり、手動操舵によって玄海島北方沖合を南

下し、21時06分少し過ぎ玄海島灯台から001度（真方位、以下同じ。）740メートルの地点で、針路を141度に定め、5.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、玄海島東方沖合に敷設された定置網が正船首820メートルのところとなり、その後同定置網に向首進行する状況であったが、ほぼ船首方にいた漁船群の様子を見ることに気をとられ、目視により定置網に設置された簡易標識灯との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、玄海島東方沖合に敷設された定置網に向首したまま続航し、21時11分玄海島灯台から080度540メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、修理を要する損傷はなく、自力で航行して係留地に帰港し、定置網は、垣網の芯綱に切損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、玄海島北方沖合において、係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、同島東方沖合に敷設された定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、玄海島北方沖合において、係留地に向けて帰航する場合、同島東方沖合に定置網が敷設されていることを知っていたのだから、同定置網に乗り入れることのないよう、目視により定置網に設置

された簡易標識灯との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ほぼ船首方にいた漁船群の様子を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、玄海島東方沖合に敷設された定置網に向首進行する状況に気付かないまま同定置網に乗り入れる事態を招き、同定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也